



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成27年5月29日



担当

埼玉労働局労働基準部  
健康安全課長 布施武雄  
地方産業安全専門官 堀川道歳  
電話 048-600-6206

## ストレスチェック制度の準備研修会を開催します

～今年12月開始のストレスチェック制度(※)の留意点を産業医、企業担当者等に説明します～

埼玉労働局(局長 阿部 充)は、本年12月1日に施行されるストレスチェック制度の周知を図るため、埼玉県内全域でストレスチェックを実施する医師、保健師等及び企業担当者の研修会を埼玉産業保健総合支援センターとの共催により、順次開催します。(受講料は無料です)

### 1 対象者

医師、保健師、産業保健スタッフ等の実施者、事業者

### 2 開催日時、会場、定員 (現在、開催日時及び開催場所が確定したものは以下のとおりです。その他の研修会等についても順次決まり次第埼玉労働局ホームページに公開します。)

開催日時	会場	定員
平成27年6月11日(木) 14時00分～16時30分	さいたま共済会館 601 会議室 さいたま市浦和区岸町 7-5-14	120名
平成27年7月14日(火) 14時00分～16時30分	行田グリーンアリーナ研修室 行田市大字和田 1242	110名
平成27年7月16日(木) 14時00分～16時30分	さいたま市民会館おおみや第3～第5集会室 さいたま市大宮区下町 3-47-8	110名
平成27年10月21日(水) 14時00分～16時30分	埼玉労働局 14階雇用保険説明会場 さいたま市中央区新都心 11-2 ランドアクシスタワー 14階	120名

### 3 内容

- (1) ストレスチェック制度に関する法令及び基本的な知識 (埼玉労働局又は労働基準監督署担当官)
- (2) ストレスチェックの実施方法等と留意点 (埼玉産業保健総合支援センター産業保健相談員)
- (3) 面接指導と留意点 (埼玉産業保健総合支援センター産業保健相談員)
- (4) ストレスチェック制度に関する不利益取扱い及び情報管理等(埼玉労働局又は労働基準監督署担当官)

### 4 お申込み先

埼玉産業保健総合支援センターのHP (<http://www.saitama-sanpo.jp/contents/03seminar.html>) から

なお、独立行政法人労働者健康福祉機構に「ストレスチェック制度サポートダイヤル」を開設し、ご相談にお答えしています。また、従業員50人未満の事業場を対象とするストレスチェック実施促進助成金がありますので、詳しくは独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページ(<http://www.rofuku.go.jp/>)をご覧ください。

※ストレスチェック制度とは、近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者や、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し労災認定される労働者が増加し、労働者のメンタル不調を未然に防止することが重要な課題となっている背景を踏まえ、心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に基づく面接指導等の実施を事業者には義務付けるものです。

# ストレスチェック制度の流れ

